

# 大野町新型コロナウイルス感染症対策協力金申請受付要項

令和2年12月21日

## 協力金概要

### 【趣旨】

感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町の依頼に応じて対象期間中の全ての期間において、営業時間の短縮に全面的に協力いただける事業者に対して、協力金を交付いたします。(時間短縮に対する補償金として交付するものではありません。)

### 【支給額】

1店舗あたり28万円

## 申請要件

本協力金の申請にあたっては、次の要件全てに該当する必要があります。

○大野町内に店舗があること。

○店舗が酒類の提供を行う飲食店(酒類の提供を行うカラオケ店やライブハウス等を含む)であること。

※食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。また、その他の業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していること。

※町内で酒類の提供を行い、令和2年12月21日以前より継続して午後9時から午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店(酒類の提供を行うカラオケ店やライブハウス等を含む)であること。ただし、テイクアウト及びデリバリーを主として営業する飲食店並びにイートインスペースがあるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、キッチンカー等の飲食店を除くものとする。

○大野町の営業時間短縮依頼期間(令和2年12月24日(木)午後9時(21:00)から令和3年1月17日(日)午後12時(24:00)において、営業時間の短縮依頼に全面的に協力いただける事業者であること。

※全面的とは上記依頼期間の全てにおいて、大野町内の対象店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が依頼期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮依頼とは、「夜9時以降から翌朝5時までの休業を依頼すること」を言います。ただし、令和3年1月17日(日)は午後12時(24:00)までの依頼になります。

※町の営業時間短縮依頼より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であること。

※法人と個人を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。

○接待を伴う飲食店、カラオケ店及びライブハウスにおいては、「感染防止対策マニュアル」が未作成の事業者は新たに作成し、大野町に提出すること。

- 大野町税条例（昭和36年条例第14号）第3条に規定する町税の滞納がない者であること。
- 大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。

## 申請手続き

### ◆申請受付期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月22日（金）

※受付時間 午前8時30分～17時15分

※平日のみ（閉庁日は除く。）

※郵送の場合は、当日消印有効

※期限を過ぎた申請は受付できませんので、留意願います。

### ◆事前届出書

協力金の交付申請書を提出しようとする者は、令和2年12月25日正午までに「大野町新型コロナウイルス感染症対策対策協力金事前届出書」及び「事前届出書に係る誓約書」を提出するものとする。

### ◆申請方法

申請書類は、郵送又は持参にて提出ください。

※郵送の場合は、**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**で郵送してください。

切手を貼付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

### <提出先>

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地  
大野町役場 観光企業誘致課 宛

### ◆申請に必要な書類

別表1に示す書類全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、ボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンの使用は不可。）

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### ◆申請書類の入手方法

大野町公式ホームページからダウンロードしていただくか、大野町役場観光企業誘致課窓口にてお渡しします。

## 協力金の交付について

### ◆協力金の交付

依頼期間終了後、確認が取れた申請から順次交付します。

### ◆交付決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、協力金の支払いをもって通知に代えさせていただきます。(通知はしません。)

申請書類の審査の結果、本協力金の交付をしない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を発送いたします。

### ◆交付決定の取り消し

本協力金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の交付決定を取消します。既に交付済みの場合、協力金の返還をしていただきます。

## その他

### ◆問合せ先

大野町役場 産業建設部 観光企業誘致課  
(住所) 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 8 0 番地  
(電話) 0 5 8 5 - 3 4 - 1 1 1 1

### ◆営業時間短縮の中止について

申請後、対象期間内(令和2年12月24日(木)から令和3年1月17日(日))の内にやむを得ず対象店舗の営業時間短縮を中止する場合は、上記問合せ先までご連絡ください。

### ◆不正等について

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の交付を受けた事業者名、対象店舗名などの情報を公表することがあります。